

第4回 恵那市福祉センターあり方検討委員会

令和7年11月21日

医療福祉部社会福祉課



恵那市公式キャラクター エーナ



目次

議題

1. 前回までの振り返り
2. 方向性
3. 方針素案
4. その他





1. 前回までの振り返り

各委員からの意見(抜粋)

基本目標1 見守り助け合う しきみづくり

- ・どこかの福祉センターを中心として他の地域をサテライト化させて考えていければ。
- ・福祉センターも老朽化しているので建替えも検討の一つとして考えていきたい。全ての地域で対応するために考えていくのか、中心となる拠点を構えて分散型で考えていくのか議論が必要。
- ・コミュニティセンター機能等も併用し、地域の居場所として機能も備えていくのか。

基本目標2 思いやりの心を育てる ひとづくり

- ・児童センターやデイサービス機能も併設なのか、それとも独立して考えるのか。また建て替えとなった場合、併設機能のことを考えていかなければならない。
- ・各福祉センターが同じ機能を有する必要はない。地域の状況に応じた機能を選別。
- ・福祉センターの役割や機能を明確に。
- ・様々な機能を盛り込むと、確かに人はたくさん集まり利用度は上がるが、全部を管理するのはとても大変である。





1. 前回までの振り返り

基本目標3 安心して住み続けられる まちづくり

- ・今の福祉センターは駐車場が狭いので広くするよう検討してほしい。
- ・福祉以外の機能も併用し幅を広げていくのか。
- ・現行施設では福祉避難所として十分な機能を有しているとは言い難い。
- ・障がいのある人等は避難所へ行くことが難しい。それを踏まえたあり方を検討いただきたい。
- ・独居の方へ訪問し、話を聞いていると、災害があった際は、避難所へ行かず家に居たいと考える方が多い。
- ・民間とも連携できる避難場所は重要。

基本目標4 生活と活動を支える 体制づくり

- ・合併前の地域協定等の確認が必要。
- ・大井長島も振興事務所機能を併せ持った福祉センターができると住民は安心すると考える。大井長島以外の地域の人も訪れることができるような検討を
- ・市の福祉に関する計画等が策定されているが、地域福祉、福祉センターがどのような位置づけにあるのか確認が必要。





2. 方向性

福祉センターの現行機能

4つの拠点	内 容	恵那市	岩村	明智	串原	備考
1. 交流・居場所拠点	子育て支援・託児所	○				
	ひきこもり・不登校の交流	○				
	認知症・高齢者サロン	○	○	○	○	
	障がい者交流	○	○			
	住民交流・憩いの場	○	○	○	○	
2. 健康・生きがい拠点	教養・福祉講座	○	○	○	○	
	介護予防教室	○	○	○	○	
	サークル活動	○	○	○	○	
	地域活動・ボランティア活動準備室	○	○	○	○	
3. 居宅生活支援拠点	総合相談窓口	○	○	○	○	
	居宅介護事業所	○	○			
	ヘルパーステーション	○	○	○		
	デイサービスセンター		○	○	○	
4. 災害拠点	災害ボランティアセンター	○				
	福祉避難所	○	○	○	○	





2. 方向性

地域取り巻く環境の変化・課題

- 少子高齢化の進行
- 人口減少
- ボランティア・市民活動を行う人材の確保
- 見守りや支援が必要な高齢者世帯や認知症高齢者等の増加
- 8050問題、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー等の複合的な課題を抱える世帯の支援体制
- ひきこもりや社会的孤立等、既存の支援制度の対象とならない制度のはざま問題
- 子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人が住んでおり、抱える課題も多様化
- 世帯構成・生活スタイルの多様化
- 住民同士の関係性の希薄化
- 地域の支え合い機能の低下
- 災害時に地域や行政、社協等が連携して支援できる体制整備





2. 方向性

求められること

【見守り助け合うしくみづくり】

- ・住民同士が交流することができる場や機会の充実
- ・誰もが利用しやすい居場所や拠点の整備
- ・地域での福祉活動、福祉サービスを担う人材を継続的に確保・育成

【生活と活動を支える 体制づくり】

- ・地域の拠点と関係機関の連携の強化

【思いやりの心を育てる ひとづくり】

- ・多様性を尊重した地域社会の形成
- ・ボランティア、市民活動を行うためのきっかけづくりや人材育成

【安心して住み続けられる まちづくり】

- ・多様な課題を包括的に受け止めることができる相談機能
- ・避難所における配慮

福祉拠点のあり方の方向性

- 誰もが利用しやすい居場所や拠点
- 住民同士が交流することができる場や機会の提供
- 多様な地域生活課題を包括的に受け止めることができる相談機能
- 福祉活動、ボランティア、市民活動のきっかけづくりや人材育成
- 災害時に高齢者、障がい者等に配慮した避難所





3. 方針素案

目指す方向性に対する福祉拠点の現状

福祉拠点施設	福祉拠点のあり方の方向性と現状
恵那市福祉センター	<ul style="list-style-type: none">●誰もが利用しやすい居場所や拠点<ul style="list-style-type: none">→施設の老朽化【全施設】→駐車場が狭い【恵那】→各世代の多様なニーズに対応する必要がある【全施設】→利用者層が固定されている【岩村、明智、串原】
岩村福祉センター	<ul style="list-style-type: none">●住民同士が交流することができる場や機会の提供<ul style="list-style-type: none">→スペースに余裕がない【恵那】→介護予防(いきいき教室)を実施【全施設】→地域に密着した交流の場となっている【岩村、明智、串原】
明智福祉センター	<ul style="list-style-type: none">●多様な地域生活課題を包括的に受け止めることができる相談機能<ul style="list-style-type: none">→包括的な相談事業を実施【恵那】→介護相談を実施【岩村、明智、串原】
串原福祉センター	<ul style="list-style-type: none">●福祉活動、ボランティア、市民活動のきっかけづくりや人材育成<ul style="list-style-type: none">→各種研修、講座を実施【恵那】→地域と連携した福祉活動を実施【全施設】
	<ul style="list-style-type: none">●災害時に高齢者、障がい者等に配慮した避難所<ul style="list-style-type: none">→福祉避難所指定【全施設】→現行施設では受入スペースに余裕がない【恵那】





3. 方針素案

現状を踏まえた方針素案

福祉拠点施設

恵那市福祉センター

岩村福祉センター

明智福祉センター

串原福祉センター



方針素案

移設

- ・福祉センターとしての中心機能を果たす
- ・多機能(福祉避難所、地域活動拠点等)を有する福祉拠点施設の整備

現状維持

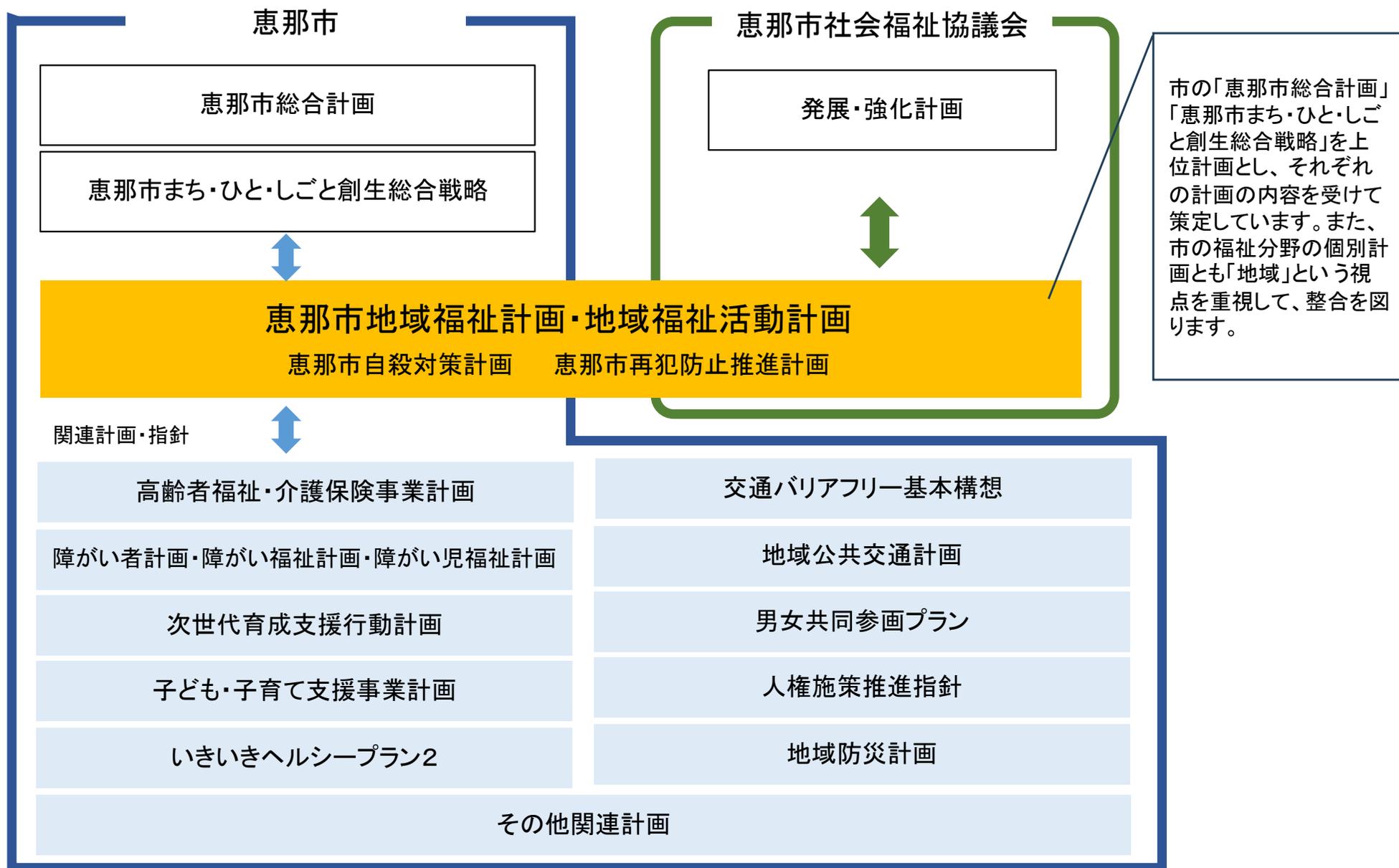
- ・地域事情を鑑み当面は現状のまま
- ・施設利用状況により機能整理は必要
- ・施設修繕計画作成



参考資料 1
(地域福祉計画における位置付け)



恵那市地域福祉計画における位置付け





恵那市地域福祉計画における位置付け

地域福祉計画の基本目標

基本目標1

見守り助け合う しくみづくり

利用しやすい居場所や拠点の整備、交流の機会づくり
地域における見守り、助け合い活動への支援

基本目標2

思いやりの心を育てる ひとづくり

「お互いさま」の心を育む機会の充実
ボランティアや市民が活動できる環境の整備

基本目標3

安心して住み続けられる まちづくり

包括的な相談体制の整備、福祉サービスの充実
移動、災害、犯罪、事故等に備えたまちづくり

基本目標4

生活と活動を支える 体制づくり

地域で住民や地域活動団体などが協働できる体制の強化
行政や社協、地域の連携





基本目標1 見守り助け合う しくみづくり

基本方針1

住民同士の交流機会の確保

【具体的な取り組み】

①近所づきあいや地域での交流の促進 近所づきあいや地域での交流の促進

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	サロン等の充実	ふれあい食事サービス事業やサロン事業を行い、高齢者や障がいのある人などが集う機会を提供します。	○	○	○	
2	多世代交流機会の確保	高齢者や子ども、障がいのある人等誰でも利用できる居場所を設置し、多世代交流を促進します。	○	○	○	
3	子どもの居場所づくり	「放課後子ども教室推進事業」をはじめ、放課後の小学校や休日のコミュニティセンターなどを活用し、子どもたちにさまざまな体験や地域住民との交流の機会を提供します。	○	○	○	
4	拠点整備・活用促進	コミュニティセンター等をまちづくりの拠点とするなど、住民同士が集まれる場や機会を設けて、交流を図ります。	○	○	○	





基本目標1 見守り助け合う しくみづくり

【具体的な取り組み】

②地域活動への参加促進・活性化

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	自治会への加入促進	転入などの手続き時に、パンフレットを配付し、自治会への加入を促進します。	○		○	○
2	支部社協活動の周知	支部社協活動について住民に説明を行い、参加しやすい体制づくりを行います。また、支部だよりやホームページを通じて活動をPRします。		○		
3	地域活動への参加促進に向けた情報提供	地域自治区会長会議及び振興事務所長連絡会議において、地域活動に関する情報提供や共有、参加の呼びかけに取り組みます。	○		○	
4	市内地域間交流会の実施	市内地域間交流会を実施し、市全体の共通課題等を討議する機会を設けます。	○		○	
5	福祉活動専門員の配置	各地区に福祉活動専門員を配置し、地域福祉活動への支援を行います。		○	○	
6	地域福祉懇談会の実施	地域づくり事業への積極的な参加を呼びかけます。	○	○	○	
7	恵那市社会福祉法人等連絡会による「地域における公益的な取り組み」の推進	恵那市社会福祉協議会と市内に事業所を有する社会福祉法人等が互いに連携して公益的な取り組みを行うことで、地域活動の活性化を図ります。		○		





基本目標1 見守り助け合う しゅくみづくり

基本方針2

地域での見守り・助け合いのしゅくみづくり

【具体的な取り組み】

①地域での見守り・助け合い活動の推進

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	「安心カード」の作成	「安心カード」などの作成を推進し、地域における見守り活動の推進に取り組みます。	○		○	
2	関係機関が連携した見守りの推進	民生委員や福祉(協力)委員のほか、協定事業所や関係機関と連携して地域見守りネットワークを形成し、見守り活動を推進します。	○	○	○	○
3	社協支部長研修の実施	支部ごとの住民主体活動の中心となり、各種団体との連携を行う地域のリーダーを育成します。		○	○	
4	支えあい活動の充実	地域の活動団体の立ち上げを支援し、支えあい等の地域生活支援を行うボランティアの拠点づくりを推進します。	○	○	○	○
5	ご近所によるさりげない見守りの促進	日頃の行き交いのなかで、家の状況に異変がないか等さりげなく見守ることで、地域における見守り活動を促進します。	○	○	○	○





基本目標2 思いやりの心を育てる ひとづくり

基本方針1

「お互いさま」の心の育成

【具体的な取り組み】

①福祉に関する啓発や教育の推進

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	福祉に関する啓発のための情報の発信	広報紙のほか、市や社協のホームページ、SNS等の多様な媒体を活用して、福祉に関する啓発のための情報や、地域活動・ボランティア活動の情報を発信します。	○		○	
2	福祉講座の充実	市民を対象に、手話講座などの体験型講座や福祉活動に関する座学、福祉出前講座等を開催し、福祉についての理解を深めます。	○	○	○	
3	福祉に関するイベントの開催	社会福祉大会や福祉フェスティバルなど福祉に関するイベントを通じて、市民の地域福祉についての意識醸成を図ります。		○	○	
4	学校教育における福祉教育の実施	関係機関と連携し、子ども向けの福祉に携わる機会として高齢者疑似体験、車いす体験など小さな頃からの福祉教育を推進します。		○	○	○
5	市内小中学校への福祉教育の啓発	市内の小中学校を指定し、高齢、障がい、貧困など福祉全般の理解推進教育の充実を図るための取り組みを行います。	○	○		





基本目標2 思いやりの心を育てる ひとづくり

基本方針2

ボランティア・市民活動の充実

【具体的な取り組み】

①ボランティア・市民活動を行う人材の確保・育成

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	ボランティア講座の充実	ボランティアに関わる講座等の内容を充実するとともに、情報提供に努めます。	○	○	○	○
2	福祉体験講座の充実	福祉体験講座を開催するとともに、過去の受講者向けのレベルアップ講座を実施します。	○	○	○	
3	ボランティア研修会の実施	ボランティア養成講座を実施し、次世代の担い手を養成します。また、現在活動しているボランティアへ研修会を実施し活動をサポートします。	○	○	○	
4	認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成講座を開催し、幅広い世代に対して認知症の人を支える気運づくりを図ります。また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトの養成に向けて、県主催の研修の受講を促進します。	○		○	
5	若者のボランティア活動の促進	イベントや各種事業を通じて、中高生を中心とした若者のボランティア参加や活動の機会を提供します。	○	○	○	○





基本目標2 思いやりの心を育てる ひとづくり

【具体的な取り組み】

②ボランティア団体への活動支援

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	ボランティアに関する情報発信	各地区の特色のあるボランティア団体やボランティア活動の様子、ボランティア連絡協議会のイベントなどについて、広報紙やSNSを通じて発信し、他の地区でも取り組めるよう情報提供を図ります。		○		
2	まちづくり市民活動推進助成事業の実施	まちづくり市民活動推進助成事業を継続し、市民活動団体への資金確保に向けた支援を行います。また、その他の助成情報なども提供し、活動の活性化につながるよう支援します。	○		○	○
3	ボランティア連絡協議会やボランティア交流の実施	社協のボランティア連絡会やボランティア交流会により、地域のボランティア団体の交流や意見交換ができる機会を設けます。		○	○	
4	ボランティア相談窓口の充実	恵那市社協ボランティアセンターや各支所での窓口機能の充実を図り、ボランティア団体の活動を支援します。		○	○	





基本目標3 安心して住み続けられるまちづくり

基本方針1

社会的な孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

【具体的な取り組み】

①相談支援体制の充実

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	総合相談体制の整備	福祉総合相談窓口を設置し、属性を問わずさまざまな困りごとを受け、内容に応じて関係機関と連携して複雑・複合的な課題に対して重層的に取り組めます。	○	○		
2	対象者ごとの相談窓口の充実	地域包括支援センターや基幹相談支援センター、子育て支援センターなど対象に応じた相談窓口の充実と相談員の資質向上を図ります。	○			
3	身近な地域における相談体制の充実	認知症地域支援推進員の配置や、民生委員との連携の強化など身近な地域の相談体制を強化します。	○	○	○	
4	教育相談員による訪問相談の実施	ひきこもりや不登校の児童生徒の家庭に、教育相談員が訪問し、本人や保護者に対して相談・助言・指導を行います。	○			
5	虐待・DVの早期発見・早期対応	高齢者や子ども、障がいのある人等への虐待及びDVへの対応窓口の充実や、支援体制の強化を図ります。	○			
6	ひきこもり等社会参加困難者の支援	誰でも参加できる居場所や活動の場を提供することで、自立した日常生活と社会生活を営むきっかけづくりを支援します。	○	○		
7	アウトリーチ支援の実施	さまざまな課題を抱える困窮者に対して、戸別訪問(アウトリーチ)を行い、必要な社会資源につなげる支援を行います。	○	○		





基本目標3 安心して住み続けられるまちづくり

【具体的な取り組み】

②多様な生活課題への対応 多様な生活課題への対応

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	生活困窮者自立支援事業の実施	地域のさまざまな機関と連携し、生活困窮者を早期に発見するとともに、相談支援や就労等への支援を行います。	○	○		○
2	住宅確保要配慮者への支援	居住の確保に課題を抱える人や世帯が安定した居住を確保できるよう、行政内や社協、事業所等と連携して横断的な支援を行います。	○			○
3	さまざまな形態による食の支援	生活困窮者等にフードバンクや子ども食堂(さとやま食堂)などさまざまな形態による食の支援を行います。	○	○		○





基本目標3 安心して住み続けられるまちづくり

基本方針2

福祉サービスを利用しやすいしくみづくり

【具体的な取り組み】

①情報提供の充実

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	情報バリアフリーの推進	誰もが情報を入手できるよう、広報紙やホームページなどにおける音訳や手話動画の配信、多言語対応など、情報発信におけるバリアフリー化を推進します。	○	○	○	
2	多様な媒体による情報提供	広報紙のほか、市や社協のホームページやSNS、障害者手帳アプリ等の多様な媒体を活用した情報提供を行います。また、福祉ポータルサイトを構築して、福祉に関する情報を細やかに発信します。	○	○		
3	見守り広報紙「まめなかな」の配布	民生委員による定期的な見守り訪問時に、福祉サービスをはじめ、幅広い関連情報の提供を行います。		○	○	





基本目標3 安心して住み続けられるまちづくり

【具体的な取り組み】

②質の高いサービスの提供 質の高いサービスの提供

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	福祉サービス第三者評価事業の実施	福祉サービス第三者評価事業を活用し、良質な保育事業の提供に努めます。	○			○
2	福祉連携会議の実施	定期的に専門職による事例検討を行うなど、多機関が協働し、円滑な支援が行えるよう努めます。	○	○		
3	介護サービス事業所への実地指導の実施	介護サービス事業所への実地指導時に、利用申込者への外部評価、自己評価について説明するよう徹底します。	○			○
4	自立支援協議会の開催	自立支援協議会を通じて、障がい福祉の関係機関・団体などと連携し、より質の高い障がい福祉サービスが提供できるよう努めます。	○	○		○
5	恵那市ケアマネ連絡会の開催	恵那市ケアマネ連絡会を継続的に開催し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。	○	○		○
6	サービスに関する研修の実施	福祉サービス利用者へ適切な支援やサービス提供が行えるよう、支援専門員及びサービス事業所の業務の見直しと、研修事業を実施します。	○	○		○
7	福祉勉強会の実施	定期的に支援機関職員による勉強会を開催し、職員間のつながり強化及びスキルアップを図ります。	○	○		





基本目標3 安心して住み続けられるまちづくり

【具体的な取り組み】

③権利擁護の推進

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	成年後見制度利用促進計画に基づく取り組み	東濃権利擁護センターとの連携を強化し、相談体制の強化を図るとともに、成年後見制度の利用促進に取り組みます。	○			
2	日常生活自立支援事業の実施	判断能力が不十分な人等への権利擁護の取り組みとして、「日常生活自立支援事業」の一層の普及、周知を行います。	○	○		
3	介護相談員の派遣	福祉サービスの利用にあたって、苦情の受け付けや問題の解消を目的に、介護相談員を福祉施設などに派遣します。	○			○





基本目標3 安心して住み続けられるまちづくり

基本方針3

安心して暮らしやすいまちづくり

【具体的な取り組み】

①防災体制の整備

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	避難行動要支援者名簿及び防災マップの活用	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の定期的な情報更新と活用を図ります。	○		○	
2	避難行動要支援者の把握	各地区の民生委員、福祉(協力)委員と自治会などが連携し、災害時に支援が必要な人の把握を行います。	○	○	○	
3	避難行動要支援者の避難訓練	災害図上訓練(DIG)を通して、避難行動要支援者の避難支援方法を地域の問題として検討します。	○	○	○	○
4	避難所における配慮	避難所において、障がいのある人や高齢者等の属性に配慮した支援体制の充実を図ります。	○	○		○
5	災害ボランティアセンター設置運営	災害ボランティアセンターの設置運営や、各関係機関との情報共有のネットワークを構築するなど、地域の連携を強化し災害に備えます。また、有事に備えて、東濃5市社協など各種団体と連携し、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行います。	○	○	○	○
6	民間事業所との連携	民間の施設などとの協定による福祉避難所の増設や、災害時の福祉支援のため、民間事業所との連携を強化します。	○	○		○





基本目標3 安心して住み続けられるまちづくり

【具体的な取り組み】

②防犯体制の整備 防犯体制の整備

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	消費者被害や振り込め詐欺などの情報提供	介護予防教室や民生委員児童委員協議会などで、消費者被害や振り込め詐欺などの情報を提供し、犯罪の未然防止や防犯意識の向上を図ります。	○	○	○	
2	防犯パトロールの促進	地区ごとでの防犯パトロールの強化と継続実施に取り組みます。	○		○	





基本目標3 安心して住み続けられるまちづくり

【具体的な取り組み】

③移動手段の確保とバリアフリー化の推進

	事業	内容	市	社協	市民	事業所
1	移動販売等の買い物支援の充実	移動販売や買い物送迎、社会資源マップの作成など、買い物弱者に向けた取り組みを進めます。	○	○		○
2	地域における移動支援の検討	地域のまちづくり実行組織などを中心に、地域の実情に応じた移動手段を検討し、NPO 法人やボランティア組織、地域支援団体による活動の支援を行います。	○	○	○	○
3	福祉有償運送への支援	福祉有償運送の運営団体への活動支援と事業の適正な実施の指導を行います。また、人材確保に向けた支援を行います。	○	○		
4	ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備	公共施設などの改修・新設時には、順次バリアフリー基準に適合するよう努めます。また、関係者への説明会を開催し、バリアフリーへの理解を深め、利用しやすい環境づくりに取り組みます。	○			
5	移動支援事業の実施	移動支援事業(リフト付き自動車の貸出)を実施します。		○		





基本目標4 生活と活動を支える 体制づくり

基本方針1

地域を支える基盤づくり

【具体的な取り組み】

①地区での基盤組織づくり 地区での基盤組織づくり

自治会加入率の低下などの課題解決に向けた取り組みの検討を行い、より強固な基盤組織づくりに努めます。また、地域活動団体に対して、情報提供や活動の支援を行います。さらに、本計画を推進していくため、地域自治区全体のしくみの中で、地域の運営組織や自治連合会・各種地域活動団体などの役割を明確にしつつ、互いが連携・協働し、取り組みの効果的な推進体制の強化を図ります。

②地区での福祉のまちづくりの推進と支援 地区での福祉のまちづくりの推進と支援

地区計画の推進を図るため、市内13地域で「地域福祉懇談会」を継続実施し、取り組み状況や課題の把握などの協議を行い、各地区で福祉のまちづくりを推進していきます。また、計画の推進にあたり、まちづくり実行組織や自治連合会・各種地域活動団体が、振興事務所や社協と連携・協働して、各地区の福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

③総合的な福祉のまちづくり 総合的な福祉のまちづくり

本計画では、SDGsの「誰一人取り残さない」目標達成も視野に入れ、地域医療や防災、防犯、移動などの幅広い分野の取り組みを定めています。社会福祉課や高齢福祉課、子育て支援課などの医療福祉部だけでなく、総務部、まちづくり企画部、市民サービス部、商工観光部、建設部、教育委員会、消防本部などの関係部署による役割分担と連携により、全庁的な推進を図っていきます。





関連計画における地域福祉計画関連事業

関連計画	基本目標1 見守り助け合う しきみづくり	基本目標2 思いやりの心を育てる ひとつづくり	基本目標3 安心して住み続けられる まちづくり	基本目標4 生活と活動を支える 体制づくり
高齢者福祉・介護保険事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の開催 ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・認知症の人の家族のつどい ・地域包括支援センターの運営と体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サポーターの育成と活動支援 ・認知症サポーターの養成と支援 ・認知症本人・家族からの情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進 ・虐待相談支援の実施 ・避難行動要支援者名簿と個別避難計画の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者団体への支援
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の提供と参加促進 ・相談支援専門員の確保と育成 ・人権教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援体制の整備就労に向けた相談支援や情報提供の推進 ・施設の整備(バリアフリー) ・避難行動要支援者制度の活用促進 ・障がい者虐待の防止 ・成年後見制度の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携体制の強化 ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアの仕組みづくりの推進 ・支え合い活動の推進
次世代育成支援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの遊び場や交流機会の創出 ・子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり ・放課後の居場所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流や多文化共生の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話・SNS等を活用した多様な相談体制の充実 ・暴力等に対する対策の強化 ・虐待の防止、早期発見・早期対応 ・障がい児を持つ親への相談支援の充実 ・悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり ・子育て世帯にやさしいまちづくり 	
子ども・子育て支援事業計画				
いきいきヘルシープラン2			<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談 	
交通バリアフリー基本構想			<ul style="list-style-type: none"> ・明知鉄道のバリアフリー化推進 ・道路等と結ぶ建築物等のバリアフリー化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、行政の協働による推進
地域公共交通計画			<ul style="list-style-type: none"> ・無償運送の発展支援 	
男女共同参画プラン		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な福祉人材の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ・安心して生活できる体制づくり
人権施策推進指針		<ul style="list-style-type: none"> ・人権にかかわりの深い分野の職員に対する研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実
地域防災計画			<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所 	



参考資料 2 各地域の福祉活動状況(抜粋)



町名		実施団体・事業内容
旧恵那市	大井町	・恵那市福祉センター(社協) 「大井児童センター」、「地域生活支援拠点「ぷらっと」」、「いきいき教室」、「いきがい大学」、「相談支援事業所」、「ケアプランセンター」、「ヘルパーステーション」、「ボランティア連絡協議会」、「生活・就労サポートセンター」、「こども発達センターにじの家」
	長島町	・社会福祉協議会 「中野児童センター」 ・NPO法人みんなで子育てドロップス 「ファミリーサポートセンター」、「子育てフードパントリー」、「相談事業」
	東野	・社会福祉協議会 「ふれあいいきいきサロン」
	三郷町	・みさと愛の会 「高齢者軽度生活支援事業(暮らしのお手伝い)」、「生きがい活動通所事業(いきいき教室)」、「みさとっこCLUB(学童保育)」
	武並町	・結の介護相談室 「介護相談」 ・社会福祉協議会 「ふれあいいきいきサロン」
笠周地区	笠置町	・社会福祉協議会 「ふれあいいきいきサロン」、「見守りネットワーク」
	中野方町	・NPO法人まめに暮らそまい会 「外出支援事業(おきもり送迎)」、「育児支援事業(学童クラブ)」、「高齢者支援事業(まめくら教室・配食サービス・見守り声掛け・家事サポート・ふれあいサロン)」
	飯地町	・NPO法人まんさく 「通所介護事業(介護予防)」、「移送サービス」、「配食サービス」、「健康相談事業(看護師による健康相談)」、「暮らしのお手伝い(家屋修繕など)」
恵南	岩村町	・岩村福祉センター(社協) 「デイサービスセンター」、「ケアプラン岩村・上矢作」、「ヘルパーステーション」、「保健センター」、「いきいき教室」
	山岡町	・社会福祉協議会 「こども発達センターおひさま」、「ケアプラン明智・山岡」、「ヘルパーステーション」 ・恵那市 「恵南地域包括支援センター」
	明智町	・明智福祉センター(社協) 「デイサービスセンター」、「ヘルパーステーション」、「いきいき教室」
	串原	・串原福祉センター(社協) 「デイサービスセンター」、「いきいき教室」
	上矢作町	・社会福祉協議会 「いきいき教室」、「ヘルパーステーション」



参考資料 3
(福祉センター概要)



福祉センターの概要

恵那市福祉センター

併設機能	大井児童センター ヘルパーステーション ケアプランセンター 相談支援事業所
指定管理先	恵那市社会福祉協議会 R3.4.1～R8.3.31
来館者数	11,235人／令和6年度 32.9人／1日平均
開館日数	341日／令和6年度
駐車場	来館者:6台 公用車:19台
避難所	指定 受入定員:70人
竣工年	平成10年
構造 耐用年数	鉄筋コンクリート造 50年(残存耐用年数:23年)

1階	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会事務室(2部屋) ・管理人室 ・調理室
	(大井児童センター) <ul style="list-style-type: none"> ・事務室 ・遊戯室
2階	<ul style="list-style-type: none"> ・社協いきいき教室 ・社協ヘルパーステーション ・一般入浴室 ・和室 ・機能回復訓練室 ・調理室
3階	(社会福祉協議会) <ul style="list-style-type: none"> ・社協相談支援事業所 ・社協ケアプランセンター ・会議室 ・青少年研修室 ・家庭婦人活動室 ・ボランティア活動室





福祉センターの概要

岩村福祉センター

併設機能	デイサービスセンター ケアプランセンター ヘルパーステーション 保健センター
指定管理先	恵那市社会福祉協議会 R3.4.1～R8.3.31
来館者数	4,300人／令和6年度 17.7人／1日平均
開館日数	243日／令和6年度
駐車場	来館者:6台 公用車:19台
避難所	指定 受入定員:54人
竣工年	平成12年
構造 耐用年数	鉄筋コンクリート造 24年(残存耐用年数:0年)

1階	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会岩村支所 ・社協ケアプラン岩村・上矢作 ・社協恵南ヘルパーステーション ・岩村デイサービスセンター ・社協いきいき教室 ・研修室／ボランティア活動室 ・身障者等活動室
2階	<ul style="list-style-type: none"> ・娯楽施設室 ・待合ロビー ・健康コーナー ・教養コーナー ・一般入浴施設 (岩村保健センター) <ul style="list-style-type: none"> ・集団指導室 ・保健指導室 ・保健相談室 ・栄養指導室 ・内科・歯科診察室





福祉センターの概要

明智福祉センター

併設機能	デイサービスセンター ヘルパーステーション
指定管理先	恵那市社会福祉協議会 R3.4.1～R8.3.31
来館者数	3,043人／令和6年度 12.5人／1日平均
開館日数	243日／令和6年度
駐車場	来館者:5台 公用車:10台 職員用:16台
避難所	指定 受入定員:125人
竣工年	平成12年
構造 耐用年数	鉄筋コンクリート造 50年(残存耐用年数:25年)

1階	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会明智支所・一般入浴施設・和室(2部屋)・研修室(3部屋)・ボランティアルーム・家族介護教室
	<ul style="list-style-type: none">・社協恵南ヘルパーステーション サテライト明智・明智デイサービスセンター・社協いきいき教室・厨房・食堂・相談室(2部屋)・浴室・特殊浴室・日常動作訓練室・作業室・デイケアルーム・休養室(静養室)・洋室(2部屋)





福祉センターの概要

串原福祉センター

併設機能	デイサービスセンター
指定管理先	恵那市社会福祉協議会 R3.4.1～R8.3.31
来館者数	1,897人／令和6年度 7.8人／1日平均
開館日数	243日／令和6年度
駐車場	来館者:10台 公用車:3台 職員用:4台
避難所	指定 受入定員:55人
竣工年	平成12年
構造 耐用年数	木造 24年(残存耐用年数:0年)

1階	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会串原支所・一般入浴施設・家族浴室・休憩、娯楽室・待合室
	<ul style="list-style-type: none">・串原デイサービスセンター・社協いきいき教室・厨房・食堂・一般入浴室・特殊入浴室・洗濯室

